

○恵庭市精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成要綱

平成16年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の精神障がい者が地域活動支援センター等に通所するために要する交通費を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって精神障がい者の社会復帰を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障がい者をいう。
- (2) 通所 精神障がい者が、居住する住居（以下「自宅」という。）と通所事業所との間を社会復帰訓練のため往復することをいう。
- (3) 交通機関 一般乗合旅客自動車、鉄道その他これに類するものであって、市長が認めるものをいう。
- (4) 交通費 自宅から通所事業所までの間に利用する交通機関の各年度4月1日現在の運賃をいう。ただし、当該年度内に利用する交通機関の運賃が改定されたときは、改定後の運賃をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳票に記載されている者であって、次に掲げる通所事業所へ交通機関を利用して通所する者とし、この要綱に基づく助成以外に交通費の助成等を受けている者を除くものとする。

- (1) 地域活動支援センター
- (2) 障害者福祉サービス事業所
- (3) 精神障害者通所授産施設（相互利用を含む。）
- (4) 精神障がい者地域活動支援センター
- (5) 保健所デイケア等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める施設

(助成額)

第4条 助成の額は、最も経済的な通常の経路及び方法により通所する場合に要する交通費の2分の1の額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交通費助成申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条による申請があった場合は、その内容を審査の上助成の可否を決定し、交通費助成決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成対象の通所)

第7条 助成の対象となる通所は、前条の規定による助成が決定された日以後の通所から受給資格を喪失した日以前の通所までとする。

(助成金の請求)

第8条 助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎月ごとに翌月の10日までに通所事業所による通所状況の証明を受けた交通費助成金請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求があった場合において、その内容が適正であると認めるときは、請求あった月の末日までに助成金を支給するものとする。

(受給資格の喪失)

第10条 受給者は、第3条に規定する助成対象者でなくなったときは、受給資格を喪失するものとする。

(変更等の届出)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに交通費受給資格変更・喪失届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

- (2) 通所事業所を変更したとき。
- (3) 利用している交通機関を変更したとき。
- (4) 口座振込みする金融機関を変更したとき。
- (5) 受給資格を喪失したとき。

(助成金の返還)

第 12 条 市長は、受給者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 26 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 19 日から実施し、改正後の恵庭市精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成要綱の規定は、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

様式第1号(第5条関係)

交 通 費 助 成 申 請 書

年 月 日

恵庭市長 様

申請者	住 所			電話 番 号	
	ふりがな 氏 名			年 月 日生	
保護者	住 所			電話 番 号	
	ふりがな 氏 名		申請者との続柄		

恵庭市精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成要綱第5条の規定に基づき、
交通費の助成を申請します。

1 通所内容

通 所 事 業 所 の 住 所			
通 所 事 業 所 の 名 称		電話 番 号	
通所事業所の代表者氏名			

2 交通費負担の状況

交 通 機 関	乗車区間(停留所、駅名等を記入)	交 通 費(往復)
	～ 間	円
	～ 間	円
	～ 間	円
計		円

3 振込希望金融機関名等

銀行 金庫・組合 農協	支店	普 通	口座番号	
		当 座	名 義 人	

様式第2号(第6条関係)

交通費助成決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

恵庭市長

年 月 日付けで申請のあった交通費助成について、恵庭市精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成要綱第6条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	・交通費助成を決定します。
	・交通費助成を却下します。 【却下理由】 ----- -----
助 成 額	通所に要する交通費の2分の1の額
1 受給者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、「交通費受給資格変更・喪失届」の提出が必要となります。 (1) 住所又は氏名を変更したとき。 (2) 通所事業所を変更したとき。 (3) 利用している交通機関を変更したとき。 (4) 利用している交通機関の交通費が改定されたとき。 (5) 口座振込みする金融機関を変更したとき。 (6) 受給資格を喪失したとき。 2 助成金の請求は、毎月ごとに翌月の10日までに「交通費助成金請求書」により行ってください。	

様式第3号(第8条関係)

交 通 費 助 成 金 請 求 書

年 月 日

恵庭市長 様

請求者 住所
氏名



恵庭市精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成要綱第8条の規定に基づき、
次のとおり交通費助成金(月分)を請求します。

1 請 求 額 円

2 請求内訳

通所日数(A)	1日の交通費(B)	助成金額(A×B×1/2)
日	円	円

3 通所状況

月分合計 日間																
通所日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

※ 通所した日を○で囲んでください。

上記の通所状況のとおり通所したことを証明します。

年 月 日

証 明 者	通 所 事 業 所 の 住 所	
	通 所 事 業 所 の 名 称	
	通所事業所の代表者氏名	印

様式第4号(第11条関係)

交通費受給資格変更・喪失届

年 月 日

恵庭市長 様

受給者 住所
氏名

次のとおり変更・喪失しましたので、恵庭市精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成要綱第11条の規定に基づき届出します。

変更・喪失年月日	年 月 日
変 更 事 項	住所・氏名・通所事業所・交通機関・交通費・金融機関
変 更 前	
変 更 後	
変 更 ・ 喪 失 理 由	